市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 年　　月　　日 | 申　　請　　人 | 所在地 |  | 法　人　番　号（個人事業主は記載不要） |  |
| 名　称 |  | 特別徴収義務者整　理　番　号 |  |
| 知立市長（税務課あて） |
| 代表者 |  | 連　 絡　 先 | 担当者（部署）電話 |

地方税法第３２１条の５の２の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例の適用を受けようとする税額 | 円　 | 　　　年　　　月　　　日から　　　　の納期に係る市県民税 |
| 申請の日前６か月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数 | 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 | 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 |
| 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 | 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 |
| 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 | 　　　年　　　月分 | 　　　　　　人　 |
| 現に市税の延滞があったりまたは最近において著しく納付が遅滞している様な場合はその理由 |  |

※納期特例の承認は、来年以降にも引き続きますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

　　ただし、給与の支払いを受ける人の人数の変更等（例・常時10人以上になった場合）により、納期の特例の適用が受けられなく

　　なった場合は、口頭で構いませんのでご一報（知立市税務課市民税係／電話 0566-95-0116・FAX 0566-83-1141））ください。

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

記　入　例

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和３年 ６月 １日 | 申　　請　　人 | 所在地 | 知立市広見３丁目１番地知立市より通知がある８桁（１又は５ではじまる番号） | 法　人　番　号（個人事業主は記載不要） | 123456789012 |
| 名　称 | 知立株式会社 | 特別徴収義務者整　理　番　号 | 12345678 |
| 知立市長（税務課あて） |
| 代表者 | 代表取締役社長知立　太郎 | 連　 絡　 先 | 担当者（部署）　給与課・碧海電話　0566-83-1111 |

納期は通常10日ですが、金融機関休業日の場合は翌営業日が納期

地方税法第３２１条の５の２の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例の適用を受けようとする税額 | ２００，０００円　 | 　３年　７月　１２日から　　　　の納期に係る市県民税 |
| 申請の日前６か月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数 | 　３　年　１　月分 | 　　　　５　人　 | 　３　年　４　月分 | 　　　　４　人　 |
| 　３　年　２　月分 | 　　　　５　人　 | 　３　年　５　月分 | 　　　　４　人　 |
| 　３　年　３　月分 | 　　　５　人　 | 　３　年　６　月分 | 　　　　４　人　 |
| 現に市税の延滞があったりまたは最近において著しく納付が遅滞している様な場合はその理由 | 申請書の提出は、①持参、②郵送（〒472-8666　知立市広見３－１知立市役所）、③FAX（0566-83-1141）、④電子メール(zeimu@city.chiryu.lg.jp・PDF又はワード)のいずれかでお願いします。※③④の場合は、念のため他へ誤送信がないか税務課へ確認の電話連絡をお願いします。 |

※納期特例の承認は、来年以降にも引き続きますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

　　ただし、給与の支払いを受ける人の人数の変更等（例・常時10人以上になった場合）により、納期の特例の適用が受けられなく

　　なった場合は、口頭で構いませんのでご一報（知立市税務課市民税係／電話 0566-95-0116・FAX 0566-83-1141））ください。